

# 就業規則運用細則

平成23年7月 14日 制定  
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

事務局長

就業規則第42条の規定により、就業規則運用細則を次のように定める。

## (時間外勤務及び休日勤務)

第1条 時間外勤務及び休日勤務については以下のように取り扱うものとする。

本組合の勤務時間は所定時間内を原則とする。なお、どうしても、時間外勤務又は休日勤務が必要なときは、基本的に就業規程第12条によるものとするが、時間外勤務においてはタイムシフト制、休日勤務においては代休制を基本とするものとする。この場合は時間外勤務手当の対象外とする。

ただし、上長及び総務部と相談の上、給与規則第22条の対象である時間外勤務手当の対象とするものを特別に認める場合がある。

## (休暇)

第2条 基本的に就業規則第22条によるものとするが、詳細は以下とする。

1. 職員に関する年次有給休暇の付与は以下のとおりとする。

		付与日数	
新規採用者	採用時から継続勤務6カ月まで		3日
	6カ月～1年	(加算)	9日
		計	12日
	2年目	年間	13日
	3年目	年間	14日

4年目	年間	15日
5年目	年間	16日
6年目	年間	18日
7年目以降	年間	20日

(臨時職員の年次休暇の付与)

2. 臨時職員(週4日以内の短日数労働)の年次有給休暇の付与は、原則として就業規則によるものとするが、労働基準法第39条の規定を遵守して、詳細を以下の表のとおりとする。

週の労働日数	年の労働日数	勤続年数						
		6カ月以降	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月
4日	169 ~ 216	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	212 ~ 168	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73 ~ 120	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48 ~ 72	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(私事による遅刻、早退及び外出)

第3条 遅刻、早退、外出については、就業規則第18条、第19条によるが詳細は以下とする。

1. その月内で、1時間未満3回、遅刻、早退、外出した者は、半日欠勤扱いとする。
2. その月内で、1時間以上1時間30分未満2回、遅刻、早退、外出した者は、半日欠勤扱いとする。

3. 1. 2. 合わせて、各1回で、半日欠勤扱いとする。

4. 1. 2. に係わらず、3時間以上の場合は、1日欠勤扱いとする。ただし、その月末までに有給休暇へ振り替えることができる。

\*遅刻、早退及び外出は私事・私用の場合。業務上のものは外勤で適用除外。

附則 この運用細則は平成23年7月14日から施行する。